

浜中町立霧多布中学校

学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和5年8月改訂)

令和7年4月1日更新

【目 次】

はじめに	・ ・ ・	1
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	・ ・ ・	1
1. いじめの防止等の対策に関する基本理念	・ ・ ・	1
2. いじめの理解	・ ・ ・	1
第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組	・ ・ ・	3
1. 本校のいじめの実態及び目標（指標）	・ ・ ・	3
2. 学校いじめ対策組織（いじめ・不登校未然防止対策推進委員会）の設置	・ ・ ・	3
3. いじめの防止の取組	・ ・ ・	5
4. いじめの早期発見と積極的な認知	・ ・ ・	6
5. いじめへの対処（早期解消）	・ ・ ・	6
6. 重大事態への対処	・ ・ ・	7
7. 学校いじめ防止プログラム	・ ・ ・	9

〇はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校においては、これまでもいじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを十分認識の上、いじめの未然防止、早期発見・事案対処に努めてきました。いじめの問題については、より良い人間関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据えるとともに、家庭や地域、関係機関等との連携の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては「いじめ防止対策推進法」に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」や「浜中町いじめ防止基本方針」等を踏まえ、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの未然防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1. いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ・ いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるよう、社会全体で「いじめを起こさせない」よう未然防止に努めなければなりません。
- ・ 全ての生徒がいじめは決して許されない行為であることを強く認識し、また、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚できるようにすることが重要です。
- ・ いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめのない社会を実現するために、町、浜中町教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2. いじめの理解

（1）いじめの定義

いじめとは、「本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- いじめを受けた生徒の中には「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する生徒がいることが考えられます。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応します。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応します。
- 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけではなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、いじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事

情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないよう、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。

- 生徒が多様性を認め、互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」等、学校として特別な配慮を必要とする生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応するとともに、生徒指導連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築してまいります。

また、また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることにも留意して対応して参ります。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となる

ことへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1. 本校のいじめの実態及び目標（指標）

前年度、本校ではいじめの認知件数は0件でした。また、いじめに関するアンケートでは、90%以上の生徒が「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答した一方で、約20%の生徒が「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答しました。

こうした状況を踏まえつつ、本年度においても、学校いじめ防止基本方針の教職員の共通理解を深めます。教育相談などの相談体制を充実させ、いじめの未然防止といじめの積極的認知に取り組むとともに、『いじめの解消率100%』『いじめはどんなことがあっても許されないと思う100%』『いやな思いをしたとき、誰にも相談しない0%』を目指し、これらの検証・改善を充実させていきます。

2. 学校いじめ対策組織（いじめ・不登校未然防止対策推進委員会）の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するよう

な体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、（可能な限り）心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で問題を抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）を作成し実施します。また、事案の対処に当たっては、関係の深い職員を追加するとともに、必要に応じてスクールカウンセラーなどの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

（１）学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア）いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア）いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ）いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ）いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ）いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割

オ）いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

カ）学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割

キ）学校いじめ防止基本方針が、本校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行う役割

ク）学校いじめ対策組織会議の内容の記録・保管

③学校いじめ防止基本方針に基づく取組

ア）本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

イ）いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ）本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実等と見直し

※学校評価に「いじめの未然防止」に係る項目を設定し、自校の取り組みを評価する。

（２）学校いじめ対策組織の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事（生徒指導部）、養護教諭

特別支援教育コーディネーター、該当学級担任（学年主任）、スクールカウンセラー

（３）学校いじめ対策組織開催計画

月１回の開催とする（生徒理解交流との連携）

3. いじめの防止の取組

いじめは、どの学校にもどの子どもにも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るために、関係者が一体となった継続的な取組が必要です。

このため、いじめが生まれにくい環境をつくるため、学校において、人権が尊重され、安心して過ごせるとともに、全ての生徒が、自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができるような取組等、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を推進します。

※発達支持的生徒指導 ～ 特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に学校教育の目標の実現に向けて、全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となる。（参考 生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省））

（1）いじめの防止

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒達の主体的ないじめ防止活動を推進します。

①いじめ処の方針の周知

ア) いじめへの処の方針、指導計画等を明確にし、年度方針会議などの場において、教職員に周知を図るとともに、それらを積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各教職員は、各自の分掌などに応じ、方針の具現化に向けた取組や指導、支援に努めます。

イ) P T A総会、学級懇談、新入生説明会等、保護者の集まる場面や学校だより等により、いじめの問題について、学校の方針を生徒や保護者に伝えます。

ウ) 町内会・自治会、地域関係団体等に対しても方針の周知を図り、地域ぐるみで子どもたちを見守っていただくよう、協力を依頼します。

②主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改革

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を進め、生徒の主体的に学ぶ力を育成します。

③道徳の時間を要としての道徳教育の充実

道徳の時間を要とした人権教育、道徳教育、特別活動を通して規範意識や集団のあり方等について学習を深めます。

④生徒会による主体的な活動の推進

生徒がいじめ問題を自分ごととしてとらえ、自ら活動できる集団づくりに努めます。

ア) 生徒会活動（例：書記局によるいじめ防止スローガンの作成、委員会によるいじめ防止の標語作成と校内外への掲示）

イ) 生徒指導強調月間の実施（例：10月に「生徒仲良しコミュニケーション活動」を実施）

ウ) どさんこ☆浜中町こども地区会議との連動

⑤いじめ相談体制の充実

学校生活の悩みの解消を図るため、教育相談やスクールカウンセラー等を活用します。

ア) 年2回のいじめ調査の実施

イ) 年2回の教育相談アンケートと教育相談の実施

⑥教職員研修の充実

教職員の不適切な認識や言動が、いじめを誘発・助長・黙認することがないように、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払います。

ア) スクールカウンセラーを招聘して生徒指導の技術を身に付ける校内研修を実施する。

イ) Q－U検査を実施し、結果分析と今後の対応について全教職員で共通理解を図る。

ウ) 年2回生以上、徒理解研修を実施し、生徒の変化の把握や今後の対応について全教職員で共通理解を図る。

⑦行政等の関係機関と連携

4. いじめの早期発見と積極的な認知

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知します。学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 生徒の声に耳を傾ける。（教育相談アンケート、いじめ調査（6月、10月）、教育相談を通じた聞き取り調査（6月、10月））
- 生徒の行動を注視する。（日常的な観察、ネットパトロール等）
- 保護者と情報を共有する。（手紙、通信、電話、家庭訪問等の定期連絡、保護者会等）
- 行政等の関係機関と日常的に連携する。（教育委員会、警察等の関係機関等）

5. いじめへの対処（早期解消）

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。なお、いじめ事象のレベルによっては、学校いじめ対策組織の判断のもと、加害者生徒に対し出席停止等の必要な措置を教育委員会に要望します。また、いじめ事象の内容を含め、生徒間暴力・対教師暴力等すべての暴力行為には、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応します。

（１）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなどいじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

（２）いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- いじめを受けた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保します。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーなど外部専門家の協力を得て対応します。

（３）いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言

- いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

（４）いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

（５）性に関わる事案への対応

- 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対応を行います。
- 事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、生徒に対し

て同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。

- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

6. 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、浜中町いじめ防止基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努めます。

重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

○1の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

○2の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

- ・調査の主体を設置者又は学校とするかは、教育委員会の判断によります。
- ・附属機関の構成については、当該事案の関係者と利害関係のない者によります。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態発生したものとして対応します。

○重大事態が発生した場合の対処については以下を基本とします。

- 1) 重大事案が発生した旨を、浜中町教育委員会に速やかに報告
- 2) 浜中町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置
- 3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施
- 4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

- ☐ いじめの把握
 ☐ いじめを受けた生徒や保護者
 ☐ 周囲の生徒や保護者
☐ 学級担任
 ☐ 養護教諭等学級担任以外の教職員
☐ 生徒アンケート調査や教育相談
 ☐ スクールカウンセラー（SC）
☐ 学校以外の関係機関や地域住民
 ☐ その他
- ☐ いじめの報告
 ☐ 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織）】

- ☐ 事実関係の把握
 ☐ いじめ認知の判断
☐ 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
☐ 全教職員による共通理解
 ☐ SCや関係機関との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- ☐ いじめを受けた生徒及び保護者への支援
 ☐ いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
☐ 周囲の生徒への指導
 ☐ SCなどによる心のケア
☐ 関係機関（教育委員会、警察）との連携

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学校	☐ 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 ☐ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	☐ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。 ☐ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	☐ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ☐ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	☐ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 ☐ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	☐ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 ☐ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	☐ いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

☐ いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

○原因の詳細な分析 ☐ 事実の整理、指導方針の再確認 ☐ スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用 ○学校体制の改善・充実 ☐ 生徒指導体制の点検・改善 ☐ 教育相談体制の強化 ☐ 生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施	○教育内容及び指導方法の改善・充実 ☐ 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実 ☐ 道徳教育の充実等、生徒の豊かな心を育てる指導の工夫 ☐ 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組	○家庭、地域との連携強化 ☐ 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開 ☐ 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 ☐ 生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成
--	---	--

7. 学校いじめ防止プログラム

	教職員	生徒	家庭・地域
4月	○学校いじめ対策組織会議① （生徒理解交流①） ・いじめ防止基本方針、いじめ防止プログラムの確認、共通理解 ○職員会議 ・いじめ防止基本方針の共通理解	○全校集会 ・いじめ防止基本方針の説明 ・いじめ相談窓口の周知 ○主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改革（通年） ○道徳の授業を要とする道徳教育の充実（通年）	○参観日①、学級懇談会 ○PTA 総会 ・いじめ防止基本方針の周知
5月	○Q-U 検査① ○生徒理解交流②	○生徒総会 ・1校1運動の推進（通年） 「マエム木プロジェクト」 OSC 巡回教育相談①	○学校運営協議会 ・いじめ防止基本方針の説明 ○保護者面談（全学年）
6月	○いじめの把握のためのアンケート調査① ○学校いじめ対策組織会議② （生徒理解交流③） ・アンケート結果の共有と対策	○教育相談① OSC 巡回教育相談②	
7月	○学校いじめ対策組織会議③ （生徒理解交流④） ・教育相談後の情報共有 ○Q-U 検査①結果分析、交流 ○学校評価	○人権教室「いじめ防止」啓発動画視聴、人権委員による講話 ○生徒会：マエム木プロジェクト OSC 巡回教育相談③	○いじめアンケート①結果公表 ・学校だより、参観日②、学級懇談会等
8月	○生徒理解交流⑤	OSC 巡回教育相談④	
9月	○学校いじめ対策組織会議④ （生徒理解交流⑥） ・いじめ情報の共有と認知	OSC 巡回教育相談⑤	
10月	【生徒指導強調月間】 ○いじめの把握のためのアンケート調査② ○Q-U 検査② ○生徒理解交流⑦	○生徒会：マエム木プロジェクト OSC 巡回教育相談⑥	
11月	○学校いじめ対策組織会議⑤ （生徒理解交流⑧） ・アンケート結果の共有と対策 ○Q-U 診断②結果分析、交流	○教育相談② OSC 巡回教育相談⑦	○いじめアンケート②結果公表 ・学校だより、参観日③、学級懇談会等
12月	○学校評価 ○生徒理解交流⑨	○どさんこ☆浜中町こども地区会 ・1校1運動の交流（書記局） ○進路面談（3年生） OSC 巡回教育相談⑧	○新入生保護者説明会 ・いじめ防止基本方針の周知
1月	生徒理解交流⑩	OSC 巡回教育相談⑨ ○生徒会：マエム木プロジェクト	
2月	○学校いじめ対策組織会議⑥ （生徒理解交流⑪） ・学校評価等を踏まえた、いじめ防止基本方針の見直し ・いじめ防止プログラムの作成	OSC 巡回教育相談⑩	○参観日④、学級懇談会
3月	生徒理解交流⑫	OSC 巡回教育相談⑪	